

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示

保険薬局の指定(保険課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可()

土地改良事業の工事の完了()

土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了()

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 選 管 告 示

選挙管理委員会委員長の住所及び氏名

選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

資金管理団体の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の

◇ 公 安 告 示

遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
家森薬局	東伯郡赤碕町大字赤碕一四四一四	平成八年一月五日

鳥取県告示第十三号

河原町が行う土地改良事業(かんがい排水事業袋河原地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（単県土地改良事業宮原地区農業用排水）を平成七年十二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
福部村	土地改良総合整理事業（小規模排水対策） 地区ほ場整備	昭和六十一年四月二日
〃	土地改良総合整理事業（小規模排水対策） 原地区ほ場整備	昭和六十一年一月十八日
〃	土地改良総合整理事業（小規模排水対策） 高江地区農業用排水と暗きよ排水を一体としたもの	昭和六十一年三月二十日
〃	土地改良総合整理事業（小規模排水対策） 塩見地区農業用排水と暗きよ排水を一体としたもの	昭和六十一年三月二十日
〃	農業構造改善事業細川（前田）地区区画整理	平成二年三月十七日
国府町	土地改良総合整理事業（一般） 三代寺地区区画整理	平成七年三月二十七日

鳥取県告示第十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市八丁田土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

平成八年一月十六日から平成十四年三月三十一日

二 施行地区

鳥取市湖山町二丁目の一部

三 事務所の所在地

鳥取市湖山町北二丁目二〇二 鳥取市農業協同組合湖山支所内

四 設立認可の年月日

平成八年一月十二日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事業所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十一月十七日 鳥取県指令鳥土維第九百十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古市字村之後口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一七〇一五八

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田 勇

鳥取県告示第十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成八年一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二号の表鳥取県信用農業協同組合連合会の項中

米子市東福原一丁目

に改める。

米子市明治町

を

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第一条第四項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

住所 米子市東福原二丁目三一五
氏名 野口欣悦

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十七条第三項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

住所 倉吉市上井町二丁目一二五
氏名 池田幸人

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
山内おさむ後援会	岡部博文	扇谷達夫	米子市加茂町一丁目一四	平成七年十二月二十六日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部連合会	会計責任者の氏名	石黒豊	山口享	平成七年十二月十三日	政党の支部
自由民主党救世連合会鳥取県支部	主たる事務所の所在地	鳥取市行徳二丁目一三四一五	鳥取市戎町三〇九	〃	〃
自由民主党鳥取県薬剤師支部	会計責任者の氏名	吉田健	大村大四郎	平成七年十二月二十日	〃
村田実後援会	代表者の氏名	村田実	山本寿雄	平成七年十二月十五日	その他の政治団体
鳥取県石井道子薬剤師後援会	会計責任者の氏名	吉田健	大村大四郎	平成七年十二月二十日	〃
鳥取県常田たかよし薬剤師後援会	〃	吉田健	大村大四郎	〃	〃

鳥取県薬剤師連盟	〃	吉田 健	大村大四郎	〃	〃
間瀬庄作後援会	主たる事務所の所在地	米子市皆生温泉三丁目一	米子市皆生一 九四六	平成七年十二月二十一日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
村田 実	鳥取県議会議員	村田実後援会	倉吉市西倉吉町一―三八	村田 実
				平成七年十二月十五日

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、

その要旨を次のとおり公表する。

平成八年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体	10万円未満の収入	839円
期間 平成6年1月1日～同年12月31日	合 計	839円
政治団体の名称 平成会	(2) 支出の内訳	
報告年月日 平成7年12月5日	経常経費	
1 収入・支出の総額	備品・消耗品費	18,820円
(1) 収入総額	事務所費	3,180円
7 前年繰越額	小 計	22,000円
4 本年収入額	政治活動費	
(2) 支出総額	組織活動費	91,940円
2 収入・支出の内訳	合 計	113,940円
(1) 収入の内訳	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)
その他の収入		

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

平成七年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、二千百三十八であるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成八年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名又は名称	株式会社 平和			
	住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014-8			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	レモン牌	株式会社 平和	500290	8年1月16日から3年間
〃	規則第6条第1号ロ該当機	悟空伝説	〃	520289	〃
〃	規則第6条第1号ハ該当機	カッターリング	〃	530260	〃